

障害福祉サービス事業所 御中
障害児通所支援事業所 御中

明石市福祉局生活支援室障害福祉課長

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について（主な改正事項）

平素は、本市の障害福祉行政にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、様々な算定要件が改正となっています。請求にあたっては、再度算定要件等を確認したうえで、適正に報酬算定をするようお願いいたします。

本通知は、多くの事業所に影響が大きい改正事項を中心に抜粋したものを通知するもので、該当するものについて確認するとともに、再度報酬告示、留意事項通知、Q&A等（8の参考資料参照）の確認をお願いするものです。新要件を満たさずに算定し続けた場合、満たしていない月に遡って返還対象となるのでご注意ください。

また、加算等算定にあたって、事前に施設基準を満たす届出が必要なものもありますが、届出時点で施設基準を満たすだけでなく、算定する場合は継続して施設基準を満たす必要があります。さらに、施設基準以外の算定要件もあり、それらを常に満たす必要があることにご留意ください。

記

1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

(1) 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化【生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助】

強度行動障害を有する障害者のうち、行動関連項目の合計点が非常に高く、支援が困難な状態にある児者の受け入れ拡大や支援の充実の観点から、行動関連項目の合計点が10点以上という区切りだけでなく、行動関連項目の合計点が18点以上の障害者を受け入れ、強度行動障害を有する者に対するチーム支援の実施をマネジメントする中心的な役割を果たす中核的人材を配置し、適切な支援を行うことを評価する加算を拡充する。

<施設基準（届出が必要）>

サービス種別	重度障害者 支援加算	施設基準			
		支援に必要な 生活支援員加 配	実践研修修了 者が支援計画 シート等作成	生活支援員のう ち、基礎研修修 了者の割合 20/100 以上	中核的人材養成研修 修了者を配置し、当 該修了者又は実践研 修修了者が支援計画 シート等作成
生活介護	(Ⅱ) 360 単位	○	○	○ (経過措置あり)	○ +150 単位
	(Ⅲ) 180 単位				
短期入所 (+単位の場合に届出が必要)	(Ⅰ) 50 単位		○ +100 単位		○ +50 単位
	(Ⅱ) 30 単位		○ +70 単位		○ +50 単位
施設入所支援	(Ⅱ) 360 単位	○	○	○ (経過措置あり)	○ +150 単位
	(Ⅲ) 180 単位				
共同生活援助	(Ⅰ) 360 単位	○	○	○	○ +150 単位
	(Ⅱ) 180 単位				

※実践研修修了者：強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）修了者

※基礎研修修了者：強度行動障害者支援者養成研修（基礎研修）修了者

※下線部は、令和6年度報酬改定の内容

※その他留意事項通知（8の(2)の①）を確認すること

(2) 強度行動障害児支援加算の見直し【児童発達支援、放課後等デイサービス】

強度行動障害を有する児への支援を充実させる観点から、強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。

<施設基準（届出が必要）>

サービス種別	重度障害者 支援加算	施設基準			
		支援に必要な 人員加配	実践研修修了 者を配置し、 支援計画シ ート等作成	基礎研修修了者 の割合 20/100 以上	中核的人材養成研修 修了者を配置し、当 該修了者又は実践研 修修了者が支援計画 シート等作成
児童発達支援	200 単位		○		
放課後等デイ サービス	(Ⅰ) 200 単位		○		
	(Ⅱ) 250 単位				○
居宅訪問型 児童発達支援	200 単位		○		
保育所等訪問 支援	200 単位		○		

※実践研修修了者：強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）修了者

※基礎研修修了者：強度行動障害者支援者養成研修（基礎研修）修了者

※下線部は、令和6年度報酬改定の内容

※その他留意事項通知（8の(2)の⑤）を確認すること

(3) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い【生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

食事提供体制加算については、食事提供時における栄養面での配慮を評価する観点から、一定の要件を満たす場合に評価することとし、令和9年3月31日まで経過措置を延長する。

<追加された施設基準>

- ① 管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること（外部委託可）又は、栄養ケア・セッション等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること（令和6年9月30日まで管理栄養士等が献立の内容を確認していない場合においても加算を算定しても差し支えない。）
 - ② 利用者ごとの摂食量を記録していること
 - ③ 利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること
- ※その他留意事項通知（8の(2)の①）を確認すること

(4) 食事提供体制加算等について【児童発達支援（児童発達支援センターに限る）】

食事提供体制加算については、食事提供時における栄養面での配慮を行うための要件を新たに設け令和9年3月31日まで経過措置を延長することとする

<追加された施設基準>

- ① 管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認するとともに、障害児が健全に発育できるよう、障害児ごとに配慮すべき事項に応じて適切かつ効果的な食事提供の指導及び助言を行うこと
 - ② 児童発達支援センターの調理室において調理された食事を提供していること
 - ③ 障害児ごとの摂食量に関する記録をしていること
 - ④ 障害児ごとの身長、体重その他の身体の成長に関する事項を記録すること
- ※その他留意事項通知（8の(2)の⑤）を確認すること

2 訪問系サービス

(1) 行動援護の特定事業所加算の加算要件の追加

サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書の作成及び利用者に対する交付の際、医療機関、教育機関等と連絡及び調整を行い、当該関係機関から利用者に関する必要な情報の提供を受けていること。

3 日中活動系サービス

(1) 生活介護

① サービス提供時間ごとの基本報酬の設定

基本報酬の設定については、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、所要時間（サービス提供時間）別に細やかに設定する。なお、所要時間（サービス提供時間）については、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者への配慮として、個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。個別支援計画には、別添の個別支援計画書参考様式（8の(3)の②）を参考に、実際の所要時間（サービス提供時間）に加え、生活介護の配慮規定に該当する時間を加えた合計の時間を支援の標準的な提供時間等の欄に記載することとする。

(者Q&A VOL. 2 問21 (8の(3)の②))

② 利用定員規模ごとの基本報酬の設定

利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。

③ 延長支援加算の見直し

延長支援加算については、生活介護の基本報酬をサービス提供時間で8時間以上9時間未満まで設定することから、9時間以上の支援を評価する。(施設入所者を除く)

延長支援を行う時間帯に基準職員(直接支援業務に従事する者に限る。)を1以上配置していること。

④ 人員配置体制加算の拡充

医療的ケアが必要な者など、重度の障害者に対する複数職員による手厚い体制を評価する。1.7:1以上、2:1以上、2.5:1以上の配置区分に加えて、1.5:1以上の配置区分を設ける。

4 施設系・居住支援系サービス

(1) 施設入所支援

① 基本報酬の定員区分の見直し

利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。

(2) 共同生活援助

① 支援の実態に応じた報酬の見直し

世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へと見直す。

② 人員配置体制加算の新設

基本報酬区分の改定に合わせて、基準上の人員に加えて、世話人等を配置した場合の加算を新設する。

5 就労系サービス

(1) 就労継続支援A型

① 基本報酬におけるスコア方式の見直し

スコア方式による評価項目について、以下のように見直す。

- ・「労働時間」のスコア算出における新型コロナウイルス特例を廃止する。前年度の平均労働時間を用いて算出すること。
- ・「生産活動」のスコア算出について、生産活動収支が賃金総額を上回った場合には加点、下回った場合には減点する。過去2年間から過去3年間の評価区分とする。新型コロナウイルス特例あり。
- ・「多様な働き方」のスコア算出について、任意の5項目の評価から、8項目すべてにおいて評価することとする。
- ・「支援力向上のための取組」のスコア算出について、任意の5項目の評価から、8項目すべてにおいて評価することとする。
- ・経営改善計画書未提出の事業所等、経営改善計画に基づく取組を行っていない場合について、「経営改善計画」の新たな減点項目を設ける。

- ・利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組を行った場合について、「利用者の知識・能力向上」の新たな評価項目を設ける。

(2) 就労継続支援B型

① 平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し

工賃の更なる向上のため、平均工賃月額に応じた報酬体系について、平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を引上げ、低い区分の基本報酬の単価を引下げる。

就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）を算定する場合、工賃向上計画を作成することとする。

② 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系の見直し 短時間の利用者が多い場合の減算を設ける。

③ 新たに人員配置6：1の報酬体系を創設

④ 目標工賃達成指導員配置加算の見直し

人員配置 7.5：1 からより手厚い人員配置 6：1 の報酬体系を創設したことに伴い、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、手厚い人員体制（職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で6：1以上（就労継続支援B型サービス費（Ⅰ））、かつ当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で5：1以上）をもって、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合に加算することとする。

⑤ 平均工賃月額算定方法の見直し

平均工賃月額を算出する過程で除外を認めていた対象を除外しないこととし、下記のとおり算出すること。

ア 前年度における工賃支払総額を算出

イ 前年度における開所日1日当たりの平均利用者数を算出

（算定式）平均利用者数＝前年度の延べ利用者数÷前年度の年間開所日数

ウ 前年度における1人当たり平均工賃月額を算出

（算定式）平均工賃月額＝ア÷イ÷12月

⑥ 短時間利用減算【新設】

（利用者の就労や生産活動等への参加等をもって一律に評価する報酬体系、就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）、（Ⅴ）、（Ⅵ））

算定利用時間が4時間未満の利用者が全体の5割以上である場合には、所定単位数の30%を減算する。

(3) 就労定着支援

① 基本報酬の報酬体系の見直し

基本報酬について、利用者数及び就労定着率に応じた報酬体系ではなく、就労定着率のみに応じた報酬体系とする。

② 定着支援連携促進加算の名称変更（地域連携会議実施加算）及び見直し

定着支援連携促進加算の名称を変更し、サービス管理責任者が関係機関と連絡調整を行った場合とサービス管理責任者以外が実施した場合で区分を設けた。

③ 支援終了の際の事業所の対応（支援体制構築未実施減算【新規】）

就労定着支援の終了後も引き続き一定期間の支援が必要と見込まれる利用者の状況等（要

継続支援利用者関係情報) について、適切な引継ぎのための以下の措置を講じていない場合に、所定単位数の10%を減算する。

- ・要継続支援利用者の雇用先企業及び就労支援等の関係機関への要継続支援利用者関係情報の共有に関する指針の策定及び責任者の選任
- ・就労定着支援を行う機関が終了する3月以上前に、要継続支援利用者の同意を得て、関係機関等との間で要継続支援利用者関係情報を共有していること
- ・要継続支援利用者の雇用先企業及び就労支援等の関係機関への要継続支援利用者関係情報の共有の状況に関する記録の作成及び保存

6 相談系サービス

(1) 計画相談支援・障害児相談支援

① 基本報酬の見直し

機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）を算定する事業所の要件を追加する。ただし、経過措置として、改正前に機能強化型サービス利用支援費を算定していた事業所においては、令和7年3月31日までの間は、要件を満たしているものとみなす。

<追加された施設基準>

- ・協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。
- ・基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。

② 高い専門性が求められる者の支援体制

行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算について、それぞれ強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）、医療的ケア児等コーディネーター養成研修、精神障害者研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合は加算（Ⅱ）を算定することとする。さらに、実際に医療的ケアを必要とする障害児者等に対して相談支援を行っている事業所については加算（Ⅰ）を算定することとして新たに評価することとする。

7 障害児支援

(1) 児童発達支援

① 基本報酬におけるきめ細かい評価（支援時間の下限の設定・時間区分の創設）（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）

基本報酬について、極めて短時間の支援（30分未満）は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分を設ける。「個別支援計画参考様式」（8の2の⑥）を活用し、個別支援計画に、新たに個々の障害児の日々の支援に係る計画時間等を記載すること。

時間区分1 「30分以上1時間30分以下」

時間区分2 「1時間30分超3時間以下」

時間区分3 「3時間超5時間以下」

支援時間が30分未満の支援については、あらかじめ市と協議を行い、その必要性を市が認めた場合に、個別支援計画に具体的な必要性等を定めていることをもって可能とする。（児Q&A VOL.1 問7（8の3の③））

② 延長支援加算の見直し（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）

5時間を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として、同加算により評価を行う。「個別支援計画参考様式」（8の(2)の⑥）を活用し、個別支援計画に、新たに個々の障害児の日々の延長支援時間等を記載すること。

<要件>

- ・支援の標準的な時間が5時間である障害児を通わせることとしていること。
- ・運営規定で定めるサービス提供時間が6時間以上であること（開所時間減算なし）。
- ・延長支援を行う時間帯に職員を2（延長支援を行う障害児の数が10を超える場合にあっては、2に、障害児の数が10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上配置していること。このうち1以上は指定通所基準の規定により配置すべき職員を配置していること。

③ 児童指導員等加配加算の見直し

児童指導員等加配加算について、専門職による支援の評価は専門的支援体制加算により行うこととし、経験ある人材の活用・評価を推進する観点から、配置形態（常勤・非常勤等）や経験年数（5年以上児童福祉事業に従事。資格取得又は配置された以後の経験に限らない。特別支援学校、特別支援学級又は通級での指導経験を含む。）に応じた評価を行う。

～令和5年度	令和6年度～
ア 理学療法士等（常勤換算1）	カ 5年以上児童指導員等（常勤1）
イ 児童指導員等（常勤換算1）	キ 5年未満児童指導員等（常勤1）
	ク 5年以上児童指導員等（常勤換算1）
	ケ 5年未満児童指導員等（常勤換算1）
ウ その他の従業者（常勤換算1）	コ その他の従業者（常勤換算1）

児Q&A VOL.1（8の(3)の③）

問10 加配される職員について、「サービス提供時間帯を通じて事業所で直接支援にあたることを基本とする」とされているが、サービス提供時間帯を通じて事業所に配置することを求める現行の児童指導員等加配加算の取扱いを変更するものではないと考えて良いか。

<回答> 児童指導員等加配加算により加配される職員については、現行と同様、サービス時間帯を通じて事業所に配置することが必要である。また、同加算については、常時見守りが必要な障害児への支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るという趣旨に鑑み、加配された職員が、サービス提供時間帯を通じて直接支援や家族支援に一切あたらない（例えば事務作業等のみを行っている）状況は想定されていないところ、その旨を明確化したものである。

④ 専門的支援加算・特別支援加算の見直し（専門的支援体制加算・専門的支援実施加算）

専門的支援加算及び特別支援加算について、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制（専門的支援体制加算）と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施（専門的支援実施加算）について、2段階で評価を行う。

なお、専門的な支援を行うために配置する理学療法士等は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士又は児童指導員（5年以上児童福祉事業に従事。児童指導員等加配加算とは異なり、資格取得又は任用からの経験とする。特別支援学校、特別支援学級、通級での指導経験は含まない。）とする。

- ⑤ 主として重症心身障害児を通わせる事業所の評価の見直し等
 定員による区分設定を、1人単位刻みから3人単位刻みとする見直しを行う。なお、主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬については、時間区分による報酬体系としない。
 全てのサービスにおいて、支援時間は30分以上とし、30分未満の支援の提供は原則報酬の対象外としていることから、時間区分の創設に関わらず、個別支援計画に支援の提供時間を定めることとする。(児Q&A VOL.1 問6 (8の3の③))
- ⑥ 強度行動障害児支援加算の見直し
 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了した職員を配置し支援することが要件であったが、下記の要件に変更した。1の(2)参照。
 <新たな施設基準(届出が必要)>
 ・強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児(児基準20点以上)に対して、支援計画シート等を作成すること
 ・支援計画シート等に基づき、支援を行うこと
- ⑦ 重度障害児への支援の充実(個別サポート加算(I)の見直し)
 対象となる児童の要件を見直し、重症心身障害児、身体に重度の障害のある児童、重度の知的障害がある児童又は精神に重度の障害がある児童を対象とすることとした。(主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬を算定している場合を除く。)
- ⑧ 要支援・要保護児童への支援の充実(個別サポート加算(II)の見直し)
 児童相談所だけでなく、こども家庭センター等と連携し支援を行う場合に算定することとし、支援の状況等を6月に1回以上(従来、年に1回以上)共有することとする。
- ⑨ 新設・見直しにより計画の作成等が必要な加算一覧
 8の(2)の⑦参照。

(2) 放課後等デイサービス

- ① 基本報酬におけるきめ細かい評価(支援時間の下限の設定・時間区分の創設)(主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。)
 基本報酬について、極めて短時間の支援(30分未満)は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分を設ける。「個別支援計画参考様式」(8の(2)の⑥)を活用し、個別支援計画に、新たに個々の障害児の日々の支援に係る計画時間等を記載すること。
- | | |
|-------|----------------------|
| 時間区分1 | 「30分以上1時間30分以下」 |
| 時間区分2 | 「1時間30分超3時間以下」 |
| 時間区分3 | 「3時間超5時間以下」(学校休業日のみ) |
- 支援時間が30分未満の支援については、あらかじめ市と協議を行い、その必要性を市が認めた場合に、個別支援計画に具体的な必要性等を定めていることをもって可能とする。(児Q&A VOL.1 問7 (8の3の③))
- ② 延長支援加算の見直し(主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。)
 (1)の②と同様。ただし、延長支援加算の算定が可能となる支援の標準的な時間は、平日3時間、学校休業日5時間とする。
- ③ 児童指導員等加配加算の見直し

(1)の③と同様。

- ④ 専門的支援加算・特別支援加算の見直し（専門的支援体制加算・専門的支援実施加算）

(1)の④と同様。

- ⑤ 主として重症心身障害児を通わせる事業所の評価の見直し等

(1)の⑤と同様。

- ⑥ 強度行動障害児支援加算の見直し

(1)の⑥と同様。

- ⑦ 行動障害の予防的支援と重度障害児への支援の充実（個別サポート加算（Ⅰ）の見直し）

行動障害の予防的支援を充実させる観点から、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、重度障害児への支援を充実させる観点から、著しく重度の障害児が利用した場合の評価の見直しを行う。（主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬を算定している場合を除く。）

<新たな施設基準（届出が必要）>

- ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した者を配置すること
- ・当該研修修了者が支援すること

- ⑧ 要支援・要保護児童への支援の充実（個別サポート加算（Ⅱ）の見直し）

(1)の⑧と同様。

- ⑨ 新設・見直しにより計画の作成等が必要な加算一覧

8の(2)の⑦参照

(3) 居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

- ① サービス提供時間の下限の設定について

基本報酬について、極めて短時間の支援（30分未満）は算定対象から原則除外する。なお、支援時間が30分未満の支援については、あらかじめ市と協議を行い、その必要性を市が認めた場合に、個別支援計画に具体的な必要性等を定めていることをもって可能とする。（児Q & A VOL.1 問7（8の(3)の③））

- ① 強度行動障害児支援加算の見直し

(1)の⑥と同様。

- ② 新設・見直しにより計画の作成等が必要な加算一覧

8の(2)の⑦参照。

8 参考資料

(1) 告示

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和6年こども家庭庁・厚生労働省告示第3号）
- ② 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和6年こども家庭庁告示第3号）

(2) 通知

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サ

ービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（令和6年3月29日）

- ② 厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について（令和6年3月29日）
- ③ 就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（令和6年3月29日）
- ④ 就労定着支援の実施について（令和6年3月29日）
- ⑤ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（令和6年3月29日）
- ⑥ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について（令和6年3月15日）
別紙1_個別支援計画様式（参考）
別紙2_個別支援計画別表（記入例）
- ⑦ 令和6年4月1日以降の各加算の当面の取扱いについて（令和6年3月29日）
別表：「令和6年4月1日以降の新設・見直しにより計画の作成等が必要な加算一覧」

(3) Q&A

- ① 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1（令和6年3月29日）
- ② 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 2（令和6年4月5日）
【別添】生活介護における個別支援計画書参考様式
- ③ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等（障害児支援）に関するQ&A VOL.1（令和6年3月29日）
- ④ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等（障害児支援）に関するQ&A VOL.2（令和6年4月12日）

(4) ホームページ

【明石市】障害福祉サービス等事業者へのお知らせ

https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/shougai_fu_ka/jigyousyo-sitei/20180219.html

(問い合わせ先)

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号
明石市福祉局生活支援室障害福祉課自立支援係
電話 078-918-1344 FAX 078-918-5244
e-mail shoufuku@city.akashi.lg.jp